

令和4(2022)年度以降の公募団体展の募集に関するQ&A

分類	番号	質問	回答
1 申請方法について	Q1	令和4(2022)年度以降の展示室等の使用はどのように決まるのか。	<p>令和2(2020)年4月15日(水)(消印有効)までに、一次審査申請書類を提出してください。</p> <p>一次審査では、資格要件を満たしているかを審査します。結果は5月下旬に全団体に通知し、資格要件を満たす団体には、二次審査申請書類を併せて送付します。</p> <p>二次審査では、審査基準に則って公募展等審査会で審査し、審査結果に基づいたグループ分けを行います。結果は9月下旬に二次審査の全申請団体に通知し、会期・展示室等は、後日グループごとの抽選会等により割当てます。</p> <p>詳細については、「令和4(2022)年度公募団体展募集要項」及び「令和4(2022)年度以降の公募団体展の募集に関する説明会」資料をホームページに掲載しています。 (アドレス：https://www.tobikan.jp/guide/gallery.html)</p>
	Q2	一次審査申請の受付期間はいつまでか。	<p>一次審査申請は、令和2(2020)年4月1日(水)から4月15日(水)(消印有効)までに、書留郵便または宅配便などの記録が残る方法で送付してください。 *館への直接持ち込みや電子媒体(データ)では受理できません。</p>
	Q3	一次審査申請書類はどのように入手できるのか。	<p>ホームページ上からダウンロードできます。 (アドレス：https://www.tobikan.jp/guide/gallery.html) 郵送をご希望される場合は、東京都美術館交流係までご連絡ください。(電話：03-3823-6921)</p>
	Q4	申請書類は記入者による枠の作成、拡大は可能か。	様式は変更せずに利用してください。
	Q5	今回の募集で何年間の使用が内定されるのか。	<p>今回の募集で、基本的に令和4(2022)年度分の使用が決定となります。</p> <p>なお、二次審査の結果によって第Ⅰ～第Ⅲグループとなった団体は、今回の審査をもって5年目までの審査に代え、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間の使用内定とします。</p>
2 使用資格について	Q6	隔年使用や令和4(2022)年度の単年度使用も今回の申請対象となるか。	<p>令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの間で隔年使用の団体、令和4(2022)年度のみ単年度使用の団体も今回の申請対象に含まれます。</p> <p>なお、展覧会開催希望年度は、二次審査の申請書に記入してください。</p>
	Q7	複数団体が組んで申請を行ってもよいのか。	<p>複数団体が共同して一つの展覧会を開催するために使用申請を行うのは可能です。</p> <p>ただし、共同する団体すべてが資格要件を満たすこと、東京都美術館で行う展覧会に関して責任分担が明確であることが必要となります。代表者を決め、責任分担がわかる書類をご提出願います。</p> <p>また、共同して行う展覧会も団体が単年度に行う展覧会の一つとし、共同して行う展覧会を申請したすべての団体は同一年度に他の展覧会のための使用申請を行うことはできません。</p>
	Q8	「東京を拠点」とは、東京都内に団体所在地がなければいけないということか。	東京都内に団体所在地がない場合でも、東京都内での公募展開催の実績があれば使用要件(1)を満たします。
	Q9	令和2(2020)年4月以降に1回目の公募展を開催する予定だが、令和4(2022)年度使用の申請資格はあるか。	令和2(2020)年3月時点で、公募展開催の実績があることが資格要件になりますので、今回の募集には申請いただけません。
	Q10	営利法人が社会貢献事業(メセナ)として開催する一般公募のコンクール展は、公募団体展に応募できるのか。	公募団体展は、メセナ活動であっても営利法人の応募は想定しておりません。実行委員会を設置し、実行委員会として申請いただくことは可能です。

※令和2年3月11日～17日に届いた質問については、質問番号を緑色にしています。

分類	番号	質問	回答
2 に 使 つ 用 い 資 格	Q11	メインの公募展（本展）は他館で開催しているが、東京都美術館で受賞者展、選抜展という形での使用は可能か。	東京都美術館が主要な公募展会場でなくても、「東京を主な拠点とし、全都又は全国規模で、創作美術品の一般公募展を主催」していれば、受賞者展、選抜展でも東京都美術館の公募団体展に申請いただけます。
3 申 請 書 の 記 入 方 法 に つ い て	Q12	一次審査の添付書類は何かが必要か。	一次審査申請書のほかに、 ・一次審査申請 提出書類チェックリスト（別紙1） ・一次審査用活動内容表（添付資料1） ・収支決算書（添付資料2） ・開催を申請する展覧会の直近の募集要項・出品規定 ・会則・規約 ・会員名簿 の提出が必要です。
	Q13	指定の添付資料以外に資料を添付し、説明を補足することはできるか。	一次審査の申請の際は、指定の資料のみ提出してください。活動の詳細がわかる資料は、二次審査の際に提出していただく予定です。
	Q14	今後、法人格を取得し組織名が変更になる可能性が高い。（一般財団法人・公益社団法人・特定非営利活動法人等）今回の申請は現行の組織名でよいか。	令和2（2020）年4月1日現在の組織名で申請してください。
	Q15	「一次審査用活動内容表（添付書類1）」の代表者及び連絡責任者の住所は、団体所在地と同じでよいか、個人の住所を記入しなければならないか。	代表者の住所は、どちらでも結構です。連絡責任者の住所は、必ず連絡が取れる住所、電話番号を記入してください。その場合、個人の住所でも構いません。
	Q16	「一次審査用活動内容表（添付書類1）」の「直近の展覧会の開催状況」とは何を指すのか。	「直近の展覧会の開催状況」の対象とは、東京都美術館で開催を申請する展覧会であり、平成31（2019）年度以前〔令和2（2020）年3月31日以前〕で一番最近に実施した展覧会の開催状況を指します。 ※令和2（2020）年4月以降に開催予定の展覧会ではありません。ご注意ください。
	Q17	東京都美術館以外で公募展（本展）を開催している場合、「一次審査用活動内容表（添付書類1）」には、本展を記入するのか。それとも東京都美術館で開催を申請する展覧会（選抜展等）を記入するのか。	東京都美術館で開催を申請する展覧会（選抜展等）をご記入ください。
	Q18	これまで東京都美術館では選抜展を開催し、公募展（本展）は他の施設で行ってきた。今後は、本展を東京都美術館で開催したいが、その際は、本展の内容を記入するのか。また、本展で申請した際に、本展を開催する展示室数が確保できなかった場合、選抜展への変更は可能か。	東京都美術館で開催を申請する展覧会（本展）の内容をご記入ください。ただし、これまでの使用実績を上限として展示室数を調整することがあります。 なお、申請していただいた展覧会を変更することはできません。
	Q19	「一次審査用活動内容表（添付書類1）」の会員と一般の区分けは、団体の規約に沿って記入すればよいか。	各団体の規約、規程等に沿って記入してください。
	Q20	提出書類の会則・規約はどこまで提出するのか。	団体の設置根拠となる会則と、開催している公募展の実施に関する規約を提出してください。
	Q21	会員名簿は作成していないため、役員名簿等でもよいか。	会員制をとっている団体は、原則として会員名簿（会の構成員が分かる名簿）を提出してください。

※令和2年3月11日～17日に届いた質問については、質問番号を緑色にしています。

分類	番号	質問	回答
3 申請書の記入方法について	Q22	会員名簿は、個人情報保護の観点から、どこまで詳しい内容を示す必要があるか。	会員名簿は基本的には、氏名、都道府県、市区町村名の記載があるものを提出してください。提出が難しい場合は別途ご相談ください。なお、個人情報については、公募団体展の審査に係る目的のみに利用し、それ以外に使用いたしません。また、情報セキュリティポリシーに従って取扱い、安全管理を徹底します。
	Q23	会員がいないので会員名簿の提出は必要ないか。(純粋な公募展やコンクールを実施しているため、もしくは受講者で構成されているため等)	この場合、会員名簿の提出は不要ですが、それに代えて直近に開催した展覧会の出品者名簿を提出してください。
	Q24	収支決算書は、東京都美術館を使用する展覧会についてのみ提出するのか。	収支決算書は、団体全体の収支決算を提出してください。
	Q25	平成31(2019)年度の収支決算は未承認だが、その場合は平成28、29、30年度分でよいか。	承認された平成28、29、30年度分を提出してください。
	Q26	二次審査のための提出書類を送ってほしい。	二次審査の提出書類は、一次審査の結果を通知する際に送付します。併せて、ホームページからもダウンロードできるようにします。
4 審査について	Q27	審査は公開で行うのか。公募団体の参加は考えられるのか？	審査は、団体から提出された書類をもとに非公開で行います。なお、審査会による団体へのヒアリング等はいりません。
	Q28	審査会の人選の基準は何か。氏名の公表はあるか。	美術や書を専門とし、公募団体と直接の利害関係のない学識経験者です。氏名は非公表としています。
	Q29	審査会の委員には、東京都美術館の利用状況を熟知した人が入るのか。事情を把握している東京都美術館の職員は入るのか。	審査会の委員には、公募団体展を熟知した方に依頼します。また、審査会には、東京都美術館の職員は入りません。
	Q30	二次審査の審査基準を示してほしい。	二次審査は募集要項記載の通り、下記の審査基準に基づいて行います。 A 団体としての運営力・実績 ○安定して公募展を開催できる体制があり、その運営状況が健全であること ○一定の規模の公募展の実績があること B 東京都美術館の基本的使命との合致 ○芸術文化の創造活動を促進、支援し、裾野拡大を図るものであること ○芸術文化の質の向上を図るものであること ○新しい芸術表現や表現者の発掘・育成を図るものであること ○鑑賞者と作品・アーティストとのコミュニケーションを図るものであること
	Q31	一次審査でグループ分けが決まるのか。一次審査で有資格団体となった団体が二次審査でグループ分けされるのか。	一次審査は資格の有無を審査し、二次審査でグループ分けを行います。
	Q32	グループ分けの審査基準は評点化されるのか。その場合、どのように評点化されるのか。	審査内容に関する内容は、公正を期すため公表しません。
	Q33	使用承認について、公募団体の意見はどう反映されるのか？	使用承認は公正を期すため、東京都美術館が決定します。よって、公募団体が関与することはありません。なお、審査方法は、平成21年度に公募団体関係者を中心に検討会を組織し、その意見を踏まえています。

※令和2年3月11日～17日に届いた質問については、質問番号を緑色にしています。

分類	番号	質問	回答
5 その他	Q34	現在使用している会期や展示室から移動することはできるか。	募集対象枠のどの会期・展示室でもご希望いただけます。ただし、二次審査を経てグループ分けをし、使用割当順が決まってからとなりますので、割当をする時点で、提示する会期と展示室等からお選びいただくことになります。
	Q35	利用料金は5年間据え置きになるのか。	利用料金は東京都美術館条例及び東京都美術館利用料金要綱に基づくものですが、今後改定することがあります。
	Q36	会期の日数が決まっても、3日間だけ利用したい場合は、使用日数のみの支払で良いか。	実際の使用日にかかわらず、会期の日数分のお支払いが必要となります。
	Q37	搬入から陳列日、搬出まで、作業室・審査室は希望する期間使用できるか。	相談・調整のうえ、ご使用いただけます。
	Q38	新型コロナウイルス感染症対策のため、展覧会の開催を中止したが、今回の審査に影響はあるか。また、中止となった展覧会は「直近に開催した展覧会」にあたるのか。申請書類への記載方法を教えてほしい。	今回の審査に影響はありません。また、中止となった展覧会は「直近に開催した展覧会」にあたりません。申請書類には、実際に開催した展覧会を記載してください。さらに、「〇〇年の展覧会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止」と明記してください。

※令和2年3月11日～17日に届いた質問については、質問番号を緑色にしています。